

政令第一九三号

輸出貿易管理令の一部を改正する政令

内閣は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八条第一項及び第三項並びに第六十九条の五の規定に基づき、この政令を制定する。

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「第六号」を「第五号」に改め、同項第六号を削り、同条第二項第四号中「三六の項の中欄に掲げる貨物」の下に「（経済産業大臣が告示で定めるものを除く。）」を加える。

別表第一の四の項（一の二）中「無人航空機」の下に「又はその製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれらの部分品」を加え、同項（十九）中「重力勾配計」を「重力勾配計」に改める。

別表第一の六の項（九）中「又はしごきスピニング加工機（四の項の中欄に掲げるものを除く。）」を削る。

別表第一の九の項（五の四）の次に次のように加える。

（五の五） 無線通信傍受装置又はその部分品

別表第一の九の項(六)中「(五の四)」を「(五の五)」に改める。

別表第一の一の項(四)中「その」を「これらの」に改める。

別表第一の一四の項(十)中「仕様のもの」の下に「(一五の項の中欄に掲げるものを除く。)」を加える。

別表第一の一五の項(四)の次に次のように加える。

(四の二) 簡易爆発装置を事前に爆発させ、又はその爆発を防止するように設

計した無線送信装置

別表第一の一五の項(七)中「目標を自動的に識別する機能を有するレーダー若しくは」を削り、「これらの部分品(四の項の中欄に掲げるものを除く。)」を「その部分品」に改める。

別表第一の一六の項(一) 1の次に次のように加える。

1の2 焼結磁石

1の3 1の2に掲げるものの製造用の装置又はその部分品

別表第一の一六の項(二) ㊦中「磁場勾配計」を「磁場勾配計」に改める。

別表第三中「ベルギー」の下に「ブルガリア」を加える。

別表第三の三中「若しくは(十六)」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この政令は、平成二十四年八月一日から施行する。ただし、第四条第二項第四号の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

- 2 この政令（前項ただし書に規定する改正規定については、当該改正規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

国際的な平和及び安全の維持のため、無人航空機の製造用の装置等について、経済産業大臣の許可を要する特定の種類の貨物として指定することとする等の必要があるからである。